

1 処分を受けた税理士

氏 名： 武田 威登志

登録番号： 第105197号

2 処分の内容

令和5年1月10日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者の依頼により、同社の関係法人であるB社に対する架空の外注費を計上すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。